

## 2026 せり市場総合保険（当歳馬）のご案内

2026年セレクトセール（以下「当該せり市場」）で取引された当歳馬は、その危険負担を考慮し、当協会を保険契約者として「せり市場総合保険」（幹事引受保険会社・損害保険ジャパン株式会社）に加入します。その際の保険料は販売者が3.9%を、購買者が2.6%を負担するものとします。

なお、ここでは当該せり市場最終日の翌日より10日以内に購買者が売買代金（消費税込み、以下同じ）の50%と保険料を支払うことを「初回の支払」、翌年の3月末日までに売買代金の50%を支払うことを「2回目の支払」といいます。

### （1）せり市場総合保険の特色

落札時から翌々年2歳8月1日の午後4時までの事故に保険金・手術保険金が支払われます。

**普通保険** せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合

**特約【競走能力喪失】** 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合

**特約【手術費用】** 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合

### （2）保険の対象

当該せり市場において落札された全馬を対象とします。（強制加入）

### （3）補償の範囲と金額について

		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
	<b>普通保険</b> せり市場において落札された競走馬の死亡（切迫屠殺を含む）の場合	次の事由による死亡（切迫屠殺を含む）の場合 ① 傷害・疾病 ② 火災・落雷 ③ 法定伝染病	
<b>特約</b>	<b>競走能力喪失</b> 特定の疾病、傷害により競走馬としての能力を喪失した場合	次の傷病が完治せず、競走の用に供することができない、又は出走資格を永久に喪失するものであることを、保険会社指定獣医師が認定した場合 ① 骨折、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂並びに1眼以上の失明。 但し、骨折には剥離骨折（関節内剥離骨折を除きます）を含みません。 ② 蹄葉炎、離断性骨軟骨症（OCD）による跛行、変形性（退行性）関節疾患（DJD）による跛行 ③ 眼疾患による1眼以上の失明 ④ 腰痠（「レントゲン検査又は脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められるか、神経圧迫病変が推定されるもの」、かつ「重度の運動失調が認められるもの」に限ります。）	<b>保険金額の100%</b> *保険金が支払われた後、いかなる場合も被保険馬は、競走の用に供されてはなりません。

特約	<p>手術費用 傷害又は疾病により、特定の外科手術を受けた場合</p>	<p>傷害又は疾病により、次の外科手術（吸入麻酔又は静脈麻酔による全身麻酔下で行われる手術に限ります。但し、関節鏡手術の場合は、局所麻酔による立位により行われる手術も対象とします。）を受けた場合</p> <p>① 上部気道手術 ② 開腹手術 ③ 眼科手術 ④ 副鼻腔手術 ⑤ 歯科手術 ⑥ 腫瘍摘出手術 ⑦ 外傷手術 ⑧ 骨摘出手術 ⑨ 軟部組織摘出手術 ⑩ 関節鏡手術（注1） ⑪ 切開・ドレナージ(洗浄)手術 ⑫ 骨折内部固定手術 ⑬ 腱・靭帯切断手術 ⑭ 保険会社指定獣医師により、上記①～⑬までの手術の代替手術（注2）であることが認められた手術</p> <p>（注1）関節鏡手術 臨床症状のない離断性骨軟骨症（OCD）に対する手術を除きます。 （注2）代替手術 保険期間中に発生した傷害又は疾病と同一の傷害又は疾病に対する外科手術であり、同程度の効果が期待できる手術をいいます。</p>	<p><b>1回の手術につき手術に関わる実費が支払われます。</b></p> <p>※保険期間中の総支払額は、保険金額の5%を上限とします。</p> <p>※手術保険金は死亡又は競走能力喪失による保険金額とは別枠で支払います。</p> <p>※同一の傷害や疾病を直接の原因として複数回手術を受けた場合、2回目以降の手術に対しては手術保険金を支払いません。</p> <p>※手術当日に要した費用、かつ保険会社が認めたものに限り、後治療及び術後合併症に対する治療に関わる費用等については支払いません。</p>
----	---	---	--

- ・海外輸送のために検疫に入ってから事故については保険金支払の対象外とします。
- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって被った損害も保険金支払の対象とします。

#### (4) 保険金額

- ・せり市場における売買代金（消費税込み、以下同じ）全額を保険金額として設定します。但し、1頭につき20億円を上限とします。同額を超えた場合には、購買者又は販売者より当協会事務局にご相談ください。
- ・この保険は売買代金全額を保険金額とするため、同一の当歳馬について他の保険又は共済に加入していたとしても、保険事故に対してこの保険の保険金額を超えて保険金が支払われることはありません。従って、他の保険又は共済には加入されないこと、またすでに加入済みの場合には解約されることをお勧めします。

#### (5) 保険期間の始期と終期

- ・売買成立日から翌々年8月1日の午後4時までとします。但し、翌々年8月1日の午後4時以前であっても、売買契約書の定めるところにより売買契約が解除された場合は、その時点を終期とします。
- ・保険金支払の対象になりうる傷病が発症してから症状確定以前に保険期間が終了する場合は、予め当該馬の所有者からの申し出によって、保険期間終了日までに所定の保険料を支払うことにより、従前の保険期間を延長することができます。

#### (6) 契約前検査

事前に保険会社指定獣医師が検査を実施します。

#### (7) 保険料

保険金額の**6.5%**とします。

#### (8) 保険契約者

一般社団法人日本競走馬協会とします。

(9) 保険料の徴収方法

- ・ 購買者の負担部分については、初回の支払において購買者が売買代金に付加して支払うものとし、販売者の負担部分については当協会が販売者に支払う初回の支払の売買代金から控除することによって徴収します。
- ・ 但し、初回の売買代金の支払期日前に、保険事故が発生しかつ保険有責（保険会社に保険金支払責任があること）が確定した場合は、販売者が保険料全額を負担して当協会経由で保険金を受け取るものとし、販売者が負担するかかる保険料については、当協会が販売者に支払う保険金から控除することによって徴収します。

(10) 保険契約の解除と保険料の返還

前述「(5) 保険期間の始期と終期」にあるとおり、何らかの事由により売買契約が解除となった場合は、その時点をもって保険契約も解除となります。それにより、保険料が一部返還される場合がありますので、当協会事務局までお問い合わせください。

(11) 保険金の受取人

- ・ 上記の保険事故が発生した場合は、保険加入者である当協会が、販売者及び購買者に代わって、保険金をいったん受領します。
- ・ 初回の支払の前に保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金額から、売買代金全額に対する売買手数料及び保険料を控除した額を、販売者に支払います。
- ・ 初回の支払の後、2回目の支払までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金を販売者、購買者にそれぞれ50%ずつ支払います。但し、販売者に支払う保険金から、本来2回目の支払時に発生すべき売買手数料を控除します。
- ・ 売買代金の完済後であって翌々年8月1日の午後4時までに保険事故が発生した場合は、当協会はその保険金の全額を購買者に支払います。

(12) 手術保険金の受取人

手術保険金については、当協会が「家畜市場業務規程」第21条（馬の引渡）第2項にある医療費負担に関する定めに基づき、購買者に支払います。

- この「ご案内」は、「せり市場総合保険（当歳馬）」の概要を説明したものです。詳しい内容については、競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約をご覧ください。日本競走馬協会又は引受保険会社（幹事引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）にお問い合わせください。
- 「せり市場総合保険（当歳馬）」の競走馬保険普通保険約款及び付帯される特約はセレクトセール当日、受付にてご準備しています。
- この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事引受保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っています。各引受保険会社は、以下の割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険ジャパン株式会社	55%
東京海上日動火災保険株式会社	25%
三井住友海上火災保険株式会社	20%

**〈お問い合わせ先〉**

一般社団法人日本競走馬協会  
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル  
TEL：03-3505-3445

又は

幹事引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社  
総合営業第一部第三課 担当：長谷部  
東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL：03-3231-4214